

<p>制 度 名</p>	<p>独立行政法人海上災害防止センターの組織形態見直しに係る非課税措置の創設</p>			
<p>税 目</p>	<p>登録免許税</p>			
<p>要 望 の 内 容</p>	<p>1 独立行政法人整理合理化計画（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）において、海上災害防止センター（以下「センター」という。）の組織形態の見直しが決定された。【別紙参照】</p> <p>※ 移行後の組織形態としては、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）に基づく一般財団法人（その後公益認定申請し、公益財団法人へ移行予定）を予定しており、当該法人を排出油等の防除に関する業務等を実施する法人として海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号）で指定する予定</p> <p>2 組織形態の移行に伴い、センターが有する不動産（防災訓練所、消防演習場）及び船舶（消防船 2 隻、防災訓練船 2 隻）を新組織（以下「新センター」という。）に移行する際、登記時に課せられる登録免許税について非課税措置を要望する。</p> <table border="1" data-bbox="1015 1099 1489 1189"> <tr> <td data-bbox="1015 1099 1222 1189"> <p>減収見込額 （平年度）</p> </td> <td data-bbox="1222 1099 1489 1189"> <p>約 10 百万円 （—）</p> </td> </tr> </table>		<p>減収見込額 （平年度）</p>	<p>約 10 百万円 （—）</p>
<p>減収見込額 （平年度）</p>	<p>約 10 百万円 （—）</p>			
<p>新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由</p>	<p>(1) 政策目的 独立行政法人整理合理化計画（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）に基づき、センターの一般財団法人化を円滑に行い、民による公益の増進を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 新センターでは、我が国の海上防災体制の一翼を担う中核組織として、大規模な排出油等の防除措置をはじめ、公益性の高い業務を実施する予定であるが、組織形態の円滑な移行を図るため、登録免許税を非課税とする必要がある。</p> <p>(3) 要望の措置の妥当性</p> <p>① 租税特別措置等の背景にある政策に今日的な「合理性」が認められるか 組織形態の見直しにより、機動的・効率的な環境防災体制の充実が図られる。</p> <p>② 租税特別措置等の政策実現に向けた手段としての「有効性」が認められるか 承継時における登録免許税の非課税措置により、組織形態の円滑な移行を図ることができる。</p>			

		③ 租税特別措置等に補助金等他の政策手段と比して「相当性」が認められるか 組織形態見直しに伴い生ずる費用を免ずることを目的とするものであるため、非課税措置が相当である。
今回の要望に関連する事項	政策評価体系における位置付け	(政策目標) 2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 (施策目標) 4 海洋・沿岸域環境や港湾空間の保全・再生・形成、海洋廃棄物処理、海洋汚染防止を推進する
	政策の達成目標	—
	租税特別措置の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	当該要望項目以外の税制上の支援措置	(地方税の要望) 不動産取得税、自動車取得税
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	政策の達成状況	—
	租税特別措置の適用実績	—
	租税特別措置による政策の達成目標の実現状況等	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—	